市第8号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を 定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年5月20日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を 定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和34年3月横浜市条例第1号)の一部を次のように改正する

第2条の表泉区の項区域の欄中「和泉が丘三丁目」の次に「、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉中央北三丁目」を加える

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

泉区における町区域の設定に伴い、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参考

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は次のとおりとする。

名	称	区 域
		(省 略)
泉	区	他の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉中央北三丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五丁目、和泉町、岡津町、桂坂、上飯田町、下飯田町、下和泉一丁目、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉三丁目、下和泉三丁目、下和泉三丁目、中田町、中田町、中田北二丁目、中田北三丁目、中田西一丁目、中田町、中田町、中田西三丁目、中田東一丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田南一丁目、中田南二丁目、中田南一丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南三丁目、中田南三丁目、南が岡二丁目、西が岡三丁目、弥生台、領家一丁目、領家二丁目、緑園三丁目、緑園四丁目、緑園五丁
		目、緑園六丁目、緑園七丁目
		(省 略)